

公告第 20-007 号
令和 3 年 3 月 1 日

被保険者各位

東和薬品健康保険組合
理事長 井上 憲



令和 3 年 3 月 1 日施行で東和薬品健康保険組合同規約第 44 条 2 項を以下のとおり変更致します。

新旧条文対照表

新	旧
<p>第 44 条の 2 (介護保険料額の負担割合)</p> <p><u>介護保険料額は事業主と被保険者で折半の負担とする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>この規約は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 44 条の 2 (介護保険料額の負担割合)</p> <p>介護保険料額 17.45 分の 9.95 は事業主、7.5 は被保険者の負担とする。</p>